

全国労災病院労働組合美唄支部 支部長 佐藤 嘉彦 から、令和5年（2023年）2月6日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）2月8日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 労働者健康安全機構 北海道せき損センターに対する要求
- 2 日 時 2023年2月17日午前0時から本課題の完全解決に至るまでの期間
- 3 場 所 労働者健康安全機構 北海道せき損センターにおいて組合員の従事する全職場
- 4 概 要 全面ストまたは部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を実施する。